

第8回線引き見直しに向けた検討会（第2回）

令和3年10月15日

神奈川県庁 新庁舎12階 県土整備局大会議室

議事経過

<開会>

【五十嵐副課長】

それでは、ただいまから、「第8回線引き見直しに向けた検討会」の第2回検討会を開催させていただきます。本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿を御確認ください。

今回から防災分野の臨時委員が御参加いただくこととなりましたので、御紹介させていただきます。横浜国立大学 大学院 准教授の稻垣景子様でございます。

なお、本日は、所用により鈴木委員が欠席されています。

次に、前回お諮りしたとおり、当検討会については「公開」とさせていただいておりますので、御承知おきください。本日の傍聴希望者はおりません。

私からは以上でございます。

それでは、これ以降は議長にお願いしたいと思います。高見沢先生、よろしくお願ひします。

<検討会（第1回）ふりかえり>

【高見沢議長】

皆さん、おはようございます。司会を務めさせていただきます。

それでは、本日の議事に先立ちまして「検討会（第1回）ふりかえり」について、事務局からの説明をお願いいたします。

【河津グループリーダー】

事務局の河津と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、前回の振り返りの前に、今回から提言に向けて各論点の審議をいただくということで、提言を頂いたあと、どのように反映されていくかというのを、一度確認させていただきたいと思います。別冊になっております参考資料1を御覧ください。「第8回線引き見直しスケジュール及び検討範囲について」というものでございます。

左側に「第8回線引き見直しに向けた検討会」の欄がございます。これが令和3年度になります。資料の一番右に「線引き見直しに係る都市計画の告示」が書いてありますと、最終的には下の括弧に書いてありますように都市計画区域マスタープラン、都市再開発の方針など、都市計画に載せていきます。

左側にお戻りください。検討会から提言が出ますと、第8回線引き見直しにおける基本的基準（案）作成」というところになります。この基本的基準（案）は、検討会で頂いた提言、市町さんの御意見、人口や産業の見通しなどを反映いたします。

この基本的基準（案）につきましては、「1 都市計画区域マスタープラン等の基本方針」というものを定めます。この中では、区域区分を定める際の方針ですとか、都市再開発の方針などを定めます。例えば、提言で災害レッドについては逆線引きをしていくといった提言が出ますと、3の（2）に書いてありますような「区域区分を定め

る際の方針」というようなところに反映されていくことになります。

基本的基準（案）は、この基本的な方針というものと区域区分をするための基準というものを定めておりまして、下の「2 区域区分の基準」につきましては、上方針などに基づきまして、どういう所を即時編入するとか保留を設定するという、細かな基準になりますので、県のほうで定めてまいります。この基本的基準（案）ができますと、パブリックコメントなどを経まして、右のほうの「基本的基準の策定」をいたします。この基本的基準が策定できますと、各市町さんがこれを基に都市計画の案を作成して、具体的な都市計画の手続きに入ってまいります。

検討会の提言の反映につきましては、以上になります。

では、前回の第1回のふりかえりを始めたいと思います。資料1を御覧ください。

前回、第1回検討会は、6月16日に開催されました。

議事概要につきましては、会長を高見沢委員にお願いをすることとなりました。会議につきましては、公開とすることになりました。検討会の論点といたしましては、論点1「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方」、論点2「大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方」、論点3「都市計画区域マスタープランのあり方」、この3つの論点で進めていくと。あと、防災に関する関係もございますので、臨時委員をお招きするということを決めました。

各委員の皆様から御意見を頂きまして、大きく分けて、今回の第2回の検討会で検討するもの、第7回線引き見直しに関するもの、政令市に関するものということで御意見を頂きました。

次に、資料2を御覧ください。第7回線引き見直しに関するなどを資料2にまとめてございます。

資料の1～4ページにつきましては、第7回の重点的な4つの取組についてまとめています。第7回線引き見直しでは、都市計画区域マスタープランに集約すべき拠点、都市計画区域を超えた広域的な課題、津波などの防災・災害の観点を示しまして、あとインターチェンジ周辺での新市街地の形成に取り組むということを示しました。

その後、市町さんにおいて、立地適正化計画の策定や拠点の整備などが進められるという一方で、まだ立地適正化計画を策定していない市町さん、あと、まだ保留区域を設定しても市街化区域編入がされていない区域などの課題もあると思っております。

次に、5ページを御覧ください。前回の検討会の中で、保留区域を設定したのにその編入率が低いということで、その確からしさを確認するようにということで御意見を頂きまして、ここにまとめてございます。

第7回線引き見直しにおきましては、保留区域の設定につきましては下の枠の中にお示ししたように、上位計画の位置づけ、計画の検討熟度、このような基準を設けまして、基準を満たしたものについて保留フレームの範囲内で保留を設定しております。第7回線引き見直しでは、20地区の保留区域を設定いたしました。

下の（2）「その後の取組」です。20地区のうち、現在5地区が市街化区域に編入済みでございます。残り9地区につきましては、継続的に今順調に進んでいると聞いております。そのほかの6地区に関しましては、今、地元調整等に時間を要しているということを聞いておりまして、その理由につきましては、新型コロナウイルスの影響

によりまして、住民説明会が開催できなくて地元調整に少し時間を要していると。あと、この先の経済状況が不透明ということで、企業さんが事業に参画すべきかどうかというところの判断を迷っているなどと聞いております。

まとめといたしましては、20 地区のうち5地区で編入、9 地区も順調に進んでいると。今、少し時間をしているものにつきましては、コロナウイルスの影響ということで、その保留区域の設定に係る基準の不備ではないものと考えております。したがいまして、保留区域の設定の考え方につきましては、ある程度一定の妥当性はあるのではないかと考えております。

第7回線引き見直しのふりかえりは以上になります。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3「政令市の調整等について」でございます。

「1. 第7回線引き見直しについて」ですが、この時には、途中までは他の市町さんと一緒に調整を行っていましたが、平成24年の法改正によりまして区域区分の決定権限が政令市に移譲されました。それに伴いまして、それぞれ政令市さんで検討を始めましたが、第7回の検討会の「提言」、「基本的基準」、このようなものにつきましては情報共有を図りながら取組を進めておりました。

政令市さんの保留の状況ですけれども、横浜市さんは保留区域を明確に設定した運用はしていませんで、市街地整備の見通しが立った時点で編入をしているとのことです。川崎市さんにつきましては、保留区域を設定してございません。相模原市さんは、保留区域を設定し、市街地整備の見通しが立った段階で随時編入をしている。一部では、まだ時間を要しているものがあると聞いてございます。

「2. 第8回線引き見直しに向けた調整について」は、県の呼びかけで、各政令市さんと定期的に連絡調整会議を開いておりまして、災害ハザードの土地利用の考え方ですか、この検討会の状況などを御説明して情報共有を図っているところでございます。

続きまして、資料4を御覧ください。「検討会スケジュール」でございます。

第1回検討会は6月に開催されました。

第2回検討会、本日になります。ここに今、論点2、論点1ということで、論点2の大規模災害の方を書いてございますが、大規模災害を想定した土地利用につきましては、集約化というところにも関連することでございますので、本日はこの論点2の災害のほうから先に御議論をしていただきたいと思います。

第3回につきましては、12月を予定しております、残る1つの論点「都市計画区域マスタープランのあり方」、あと検討会の提言骨子を御議論いただきたいと思います。

そして第4回、前回は来年の2月ということで資料をお出ししたのですが、第3回と第4回の日があまり空かないもので、3月頃を想定してございます。この最後で提言を頂きたいと思っております。

前回の第1回検討会のふりかえりは、以上でございます。

【高見沢議長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの「検討会（第1回）のふりかえり」につきまして、委員の皆様から質問とか、あるいは追加で確認したい事項等ございましたら、御発言ください。特にございませんでしょうか。

(意見なし)

【高見沢議長】

資料2・3は、いずれも前回この検討するにあたって、こういう資料が必要ではないかということで御指摘いただいたものを御準備いただいたということです。

特にないということですので、議事のほうに入りたいと思います。

＜議　事＞

(1) (論点2) 大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方について

【高見沢議長】

先ほど説明がありましたように、論点2の災害の方から入りますので、よろしくお願ひいたします。事務局から説明をお願いします。

【河津グループリーダー】

それでは、説明を始めさせていただきます。資料5をご覧ください。

資料5「(論点2) 大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方について(論点整理)」でございます。この資料につきましては、資料の下の方に「とりまとめ概要(提言に向けたたたき台)」ということで、検討会の提言に向けまして御議論いただきためにまとめたもので、資料の中段に書いてあります国の動向や県の取組などから導き出されたもので、提言のイメージというもので書いてございます。本日は、こここのところの内容について、御議論いただきたいと思っております。

資料の上を御覧ください。「第7回線引き見直し」でございます。第7回線引き見直し検討会の提言では、かながわ都市マスターplanの補強ということで、東日本大震災を受けまして「最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針」などの提言を頂きました。それを受けまして、都市計画区域マスターplanには、かながわ都市マスターplanの内容を市町村のマスターplanに反映させるために、災害ハザードに関する情報を都市計画区域マスターplanの参考図書として添付いたしました。また、津波災害だけではなくて、その他の自然災害からの防災・減災の観点というものもお示しました。この時に、災害ハザードエリアに関する逆線引きという基準等は、当時は設けてございません。

続きまして、中段の左側「国の動向等」でございます。「災害ハザードエリア」につきまして、近年の災害を踏まえた災害ハザードエリアの充実が図られております。これを受けまして、開発抑制ですか移転の促進などのメニューも用意されてございます。その下、「立地適正化計画」では、防災指針の作成をするようになってございます。また、その中の居住誘導区域から災害レッドを原則除外とすることになっております。「地区計画」を見ますと、居室の床面の高さの最低限度等を追加したり、地区施設に

避難施設、避難路等が追加できるようになりました。「水災害等」では、流域治水プロジェクト、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりなどが、現在、行われてございます。また、貯留機能を有するグリーンインフラの活用なども注目されてございます。

「まとめ」といたしまして、①近年の災害を踏まえ、災害ハザードエリアなどの充実が図られております。②立地適正化計画に防災指針が追加されるなど、災害リスクを考慮したまちづくりが求められています。③流域治水プロジェクトなど、様々な関係者が連携して取り組むことも求められてございます。④防災機能を有するグリーンインフラの活用が注目されてございます。

右側へいきまして、「本県の災害ハザードエリアの指定状況等」についてです。「災害ハザードエリア」では、本県におきましても土砂災害、津波、洪水など様々な指定が完了してございます。指定されまして、現在、市街化区域に広く災害ハザードエリアが指定されている状況になっておりまして、三浦半島の市街化区域の約2～4割くらいが土砂イエローに指定されている状況にございます。次に、「災害」でございます。令和元年の台風19号では、記録的な降水量を観測いたしました。また、県内で土砂災害がかなり発生しております、全国でも上位を占めております。令和元年度は全国2位、令和2年度は全国で3位でした。「県の取組」でございます。このほかにも「かながわ気候非常事態宣言」を出したり、神奈川県水防災戦略を作りまして、ハード・ソフトに取り組んでいるところでございます。

「まとめ」といたしまして、⑤多くの災害ハザードエリアの指定は完了していますが、今後の法改正ですかハードの整備によりまして、その種類や区域が変わる可能性がございます。⑥神奈川県は、土砂災害、洪水など様々な災害が発生する恐れがありまして、地域によって想定される災害が異なっております。⑦市街化区域に広く災害ハザードエリアが指定されておりまして、災害リスクを意識した土地利用の検討が求められています。⑧気候変動の影響によって自然災害が頻発してございます。⑨県も災害に対する危機感を持っておりまして、ハード・ソフトで減災・防災に取り組んでいるところでございます。

次に右、「他都市の事例」を御覧ください。広島県さん、北九州市さんにつきましては、土砂災害特別警戒区域、土砂レッドの逆線引きを行っていこうという取組でございます。宮崎県さんは、建築基準法の関係で危険区域を指定して、居室や床面の高さなどの制限をしてございます。最後の熊本県さんは、土砂災害特別警戒区域からの移転促進などを行ってございます。

「まとめ」といたしまして、⑩区域区分の変更による逆線引き、独自の条例など、災害リスクを低減させる様々な対策が講じられています。また⑪区域区分の変更においては土地所有者との合意形成などの課題が認識されております。これは、広島県さんの資料でそのようなものが載せられております。

続きまして、右の「県内の取組状況と市町意見」の、「県内市町の取組状況」です。厚木市さんは、防災指針を含めた立地適正化計画を策定しております、かけ地近傍の住宅に対する移転補助の事業をつくっております。藤沢市さんは、独自に防災対策先導区域を指定し、届出制度を活用しまして、ハザードの状況等を周知してございます。下の「市町の意見」です。市街地の多くが災害ハザードに含まれていることから、

土地利用の規制が難しい。防災移転事業については、ほとんどの市町で検討はしていないという回答を頂いております。災害ハザードエリアにおける土地利用の誘導は、立地適正化計画の活用が適當。将来的には災害レッドゾーンの逆線引きは必要である。しかしながら、地権者の合意などが課題という御意見を頂いております。

「まとめ」といたしまして、⑫防災指針の策定や独自基準などにより、具体的な取組を進めている市町もあります。⑬災害レッドの逆線引きの必要性は感じているけれども、地権者との合意が難しいなどの課題があると認識しております。

このようなことを受けまして、下の「とりまとめ概要（提言に向けたたき台）」でございます。「対応すべき事項」としまして、1つ目、県は災害ハザードエリアにおける逆線引きの基準を設けていませんが、災害の頻発化やハザードエリアの指定も踏まえ、災害リスクが高く法令による行為規制のある災害レッドゾーンについては、都市的利用を行わないことを基本的な考え方として、地域の実情や市町の意見も踏まえ、逆線引きによる土地利用規制を行っていくべきではないかというものですございます。

この枠の下に、※で書いていますが、この提言のたたき台の中で「災害ハザードエリア」「災害レッドゾーン」という言葉が出てまいります。「災害ハザードエリア」は、土砂災害など自然災害について各法令に基づいて定められたもので、広くハザードエリアというもので考えてございます。「災害レッドゾーン」につきましては、一般的には災害ハザードエリアの内側にあるものと考えていて、都市再生特別措置法において立地適正化計画の居住誘導区域を定めないとされています災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域などを「災害レッドゾーン」と呼んでございます。

上の四角にお戻りください。上から3行目です。また、線引きの実施に向けては様々な課題が想定されることから、県と市町で課題等を共有する取組を進めていくべきではないか。市町による防災指針を含んだ立地適正化計画の策定過程などを通じて、災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進していくことを明示しておく必要があるのではないか。また、災害リスクの低減に資する土地利用の規制につきましては、災害危険区域の指定、地区計画や用途地域などの都市計画の方法も活用してやっていくべきではないか。災害リスクを踏まえたまちづくりは重要なのですが、災害ハザードエリアは法令やハード整備によって、その種類や区域が変わってまいります。このことから、最新の災害ハザード情報を常に把握して都市計画を定める必要があるということを明示していく必要があるのではないか。一番最後、雨水貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラは、災害リスクの軽減、被害拡大の緩和に寄与することから、緑地や農地等を積極的に都市計画に定め、その機能を活用していくことを明示しておく必要があるのではないかということです。

「今後検討すべき事項」としまして、災害ハザードエリアにおける土地利用の規制・誘導の取組について、時間軸に沿ってどのように進めていくか示す必要があるのではないか。これにつきましては、広島県さんは、概ね50年後災害リスクの高い区域に居住する人がいないようにするということで、時間軸みたいなものを示していますけれども、今回、県はそこまでのところは示していませんが、今後、そういうものを示していく必要があるのではないかということです。

資料5の説明につきましては、以上でございます。

【高見沢議長】

ありがとうございました。前回の検討会から今日までの間に、今日、御出席の委員さんの何人かには、恐らくいろいろ御意見を伺ったりして、ここまで至っているのだろうと思います。御意見、さらにこの場で賜りたいと思います。御質問でも結構です。よろしくお願ひします。

では、今日、臨時委員で出ていただいていて、恐らく途中でもアドバイスを頂いていると思いますけれども、稻垣先生からコメントでも結構ですので、全体的に何か御発言、お願ひします。

【稻垣臨時委員】

今回参加させていただいている、横浜国大の稻垣です。よろしくお願ひします。

災害ハザードエリアは、神奈川県内にもいろいろな種類のハザードが市街地に広く広がっているという状況にあり、悩ましいという印象を持っています。さらに今、人口の減少が県の西部ですか、三浦半島のほうにも進みつつある状況を踏まえると、やはり神奈川県でも将来的には災害レッドゾーンを中心とするエリアで逆線引きしていくことも視野に入れる必要があると、個人的には思っています。ただ、その時期がいつなのかは、具体的に今後の人口の増減の状況を推計してみたり、地元の市町ですか住民の方たちと調整しながら進めていく必要があるという印象を持っています。

そのためにも、現状どうなのかという情報をきちんと整理し、将来どうなりそうなのかを県でも整理しつづける必要があると思います。実際、線引きするのは市町だとしても、その辺りの情報をきちんとつかんで検討していく余裕が地元がない場合、その辺りのサポートを県で担うことも必要なのではないかと考えています。

【高見沢議長】

前半でおっしゃっていた逆線引きの時期は、例えば、今日はたたき台ということですが、1個目のポツで逆線引きによる規制を行っていくべきではないかと提言しようというたたき台になっていますが、これだと言い過ぎという感じですか。

【稻垣臨時委員】

そうですね。大きな方向性としては、そのとおりだと思うのですが、具体的に進めていこうとするといろいろ課題はありますので、災害のことだけ考えてまちをつくりていないとか、暮らしていないという実情もありますから、その辺りのバランスも見ながら進めていく必要はあるかなと思っています。

【高見沢議長】

後半の発言の中で、人口の動向などを見据えながら逆線引きもというのがありましたけれども、県のほうで把握しておられる地元の意向というか感触で、私の考えというか感覚的には、人口が増えようが減ろうが、とにかく危ない所は住んではいけない

というふうにすべきかなと思うのです。人が減ってこないと減らせないのか、その辺は地元としてはどう捉えているか、説明してください。

【河津グループリーダー】

事務局からお答えします。市町さんにヒアリングをしますと、やはり現在住んでいる方がいらっしゃるということで、ただちにこういう土地利用の規制みたいなものは難しいのではないかという御意見を頂いております。一方で、そこの災害のレッドの所については、何か考えていかなくてはいけないという御意見を伺っております。県も今回、一番上ではレッドゾーンの逆線引きということで書いていますけれども、言わされたように時期的なものが難しい。いつまでに、みたいなことがなかなか言えない状況でございますので、一番下に、時間軸に沿ってどう進めていくかについては課題といいますか、今後検討していくべきではないかというところで入れてございます。

【高見沢議長】

ありがとうございました。委員の皆様から、そのほかの論点でも結構ですので、よろしくお願ひします。

【中村委員】

御説明ありがとうございました。今のレッドゾーンについての逆線引きに関連することで、私はいろいろ当然調整が難しい点があるというのはそのとおりだと思うのですけれども、やはり都市計画で線引きを考えていく上での基本的なスタンスとして、そういう災害レッドは基本的には入れないということをしっかりと明示していくことが大事だろうと思います。その上で、既に市街化区域に入っている所については、時間的なという話もありましたけれども、基本的には逆線引きに向けて調整を進めていくことを方針として示すべきだと思います。ただそれは言っても、どこもかしこも急に地元に入っていくのですかというと、そうではないはずです。地域のリスクの状況や土地利用の状況を踏まえた優先順位みたいな話があると思いますので、少し軽重といいますか、例えばこういうのがある所は特に早期に解消を図るという方針のようなものがあつてもいいかと思います。

結局、この災害レッドで市街化区域に入っている所については、現実にはすぐに逆線引きというのは難しいということがありますので、基本的な考え方を示しますけれども、加えて様々なソフト・ハードの施策を重層的にやっていくという、現実的な対応についても触れるというスタンスであったるべしという形が、この提言の中で指摘できればいいかなと考えてございます。

【高見沢議長】

ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

広島県の例が話されましたけれども、50年後にそこに住まなくなるというのが最終段階で、20年後までに逆線引きしますと言っていて、一遍にしますとも一遍に入りますとも言ってなく、20年の間に逆線引きできたらいいねというのがマスタープランの

内容なので、そういう時間の取り方や言い方、重点の置き方など、今後提言を出すまでに整理していかなければと思います。

事務局はいかがでしょうか。特に神奈川県ではこれこそがというのではありませんか。土砂だけはとか、あるいはこれから宿題で考えますということでも結構です。

【河津グループリーダー】

やはり土砂災害というものと、あとは洪水というところの災害の種類といいますか、土砂災害はいつ来るか分からぬ。洪水については、気象とかの予測がつけば逃げるとかいうことがありますけれども、そのような違いがあるというところは、認識はしているのですけれども、その違いをつけて打ち出していくかというと、今そこまでは難しいかなということです。基本的には、災害レッドという危ない所の土地利用はしないで逆線引きでやっていきましょうというところを、まずは打ち出すのかなと思っております。

【高見沢議長】

ありがとうございます。ほかに御意見、ございますでしょうか。

【福岡委員】

私は、このグリーンインフラに関する記述についてコメントさせて頂きます。防災機能を有するグリーンインフラの活用ということで、緑地、農地が持っている機能の中で、「雨水貯留浸透機能等」と記載されていますが、本当は暑熱緩和、生物多様性の向上、コミュニティの創成など複合的な機能が想定されます。農地が持っている複合的な機能を提言の中に入れていただくことは非常にいいと思います。

実際、国のほうでも、緑地が持っている性能をさらに検証し、どういったレベルで災害リスクの軽減に効くのかというところが、検討が進んでおります。ただ、緑地と一口にいいましても、敷地スケールでは土地の状態によって浸透率も違いますし、即地的に判断しなければいけない部分が多くあります。一方で、神奈川県全域のスケールでは、沿岸域の高潮に対するグリーンインフラの話から、横須賀市が抱えている斜面災害のリスク、都市域の内水氾濫まで課題は山積しています。

ここに、シンプルに記載していただくのはいいのですけれども、今後、神奈川県としてこれを具現化していくために、グリーンインフラをどのように実装していくのか。神奈川県下の市町さんで独自に検討されている所もありますが、時間軸に沿って進めていくことと、都市計画の中でどのように位置づけていくかというところをもう少し具体的に書いていく必要があります。市町と神奈川県の方向性の整合が取れていなかったりといった課題もたくさんあります。私も市町レベルで関わっているものもたくさんあるので、その辺はあとでもしお時間があれば、神奈川県としてどういうふうにこれを具現化していくのか。もう少し踏み込んで書けるのであれば書けた方がいいと思いますが、どうでしょうか。

【高見沢議長】

ありがとうございます。せっかくですので、お考えがあればお願ひいたします。

【五十嵐課長】

グリーンインフラにつきましては、正直なかなか、先生がおっしゃっているように、どこでどれだけのものをという評価ですとか、まだ我々もこれから勉強していかなければいけない部分があると思っています。そういった意味では、各個別の場所場所でどういったことができるのか、やってきたものも当然あると思っていますので、そういったところを整理していかなければいけないと思っています。

今後、この線引きの見直しに係る整開保の中でどういうふうに表現していくのかも、もう少し踏み込んだことを、先生からも御指摘いただきながら考えていきたいと思っています。

【高見沢議長】

ありがとうございます。また相談があるかもしれませんけれども、よろしくお願ひします。

【福岡委員】

はい、ありがとうございます。

【高見沢議長】

今の件も、市町にお願いするというか、市町が主体となって行うグリーンインフラというのもあると思います。先ほど沿岸という話がありましたけれども、ずっと神奈川県が持っている資源のようなものがあって、広域で見たときのグリーンインフラというのはやはり県でなければ言えない話だと思うのです。先ほどの治水のほうも、厚木市さんが新しく作られた立地適正化計画の中の防災指針を見てみると、県は堤防を造るのが仕事で、あとはおしまいになっているけれども、やはり広域の災害に対する県の都市計画の考え方というか、情報提供も含めて果たすべき役割があると思うのです。こういう話は、多分、次の都市計画区域と広域という話とも関係があると思うけれども、少なくとも市町が自主的にやるべき話と、県がある程度何らかの形で関与して、防災なりグリーンインフラを言わなければいけないことがあると思うのです。ぜひ、次回辺りにその辺の話もしてみたいと思っております。

【福岡委員】

ありがとうございます。あとは、先生が今おっしゃったところで言いますと、茅ヶ崎市や鎌倉市、横浜市などいろいろな自治体で見ていますと、市町は市町で、確かに計画の中でグリーンインフラの取組や検討は存在します。ですから、神奈川県の中で県がやるべきことと市町がやるべきことを明確にするためにも、グリーンインフラに関する戦略・計画・実装に関して、ぜひ情報収集や意見交換もして頂き、県としてグリーンインフラ実装の骨組みを定めていく必要があります。そして、その県の方針が市町にも共有されることが重要です。できるだけ迅速に進めていただければいいかと

思います。

【高見沢議長】

そのほかございますでしょうか。

【福田委員】

「とりまとめ概要」について、これまで委員の先生方が御指摘されたところはそのとおりだなと思ったのですけれども、私からは1点だけコメントさせていただきます。

国の動向で流域治水プロジェクトの重要性が指摘されているのですが、一方で県のとりまとめでは流域の自治体がどのように連携していくかという辺りに向けて、どう対応していこうかという内容が具体的に書かれていないうようにも見受けられました。そこが大丈夫なのかどうかというのを、確認だけさせていただければと思います。

この資料は、土地利用の規制とか誘導なので、あまり市区町村で連携してというようなスケールの話ではないのかもしれないですけれども、河川の氾濫のようなことを考えたときに、やはり市区町村をまたいだ土地利用規制の連携のようなものも考えられそうな気もしますので、何かしら盛り込んだほうが国の動向などを反映したと位置づけられますし、いいのかなと思いました。

上から3行目に、県と市町で課題等を共有する取組を進めていくべきではないかという中に、もしかしたらその意図が盛り込まれているということなのかもしれません。それがパッと見、分かりにくかったのでコメントさせていただいた次第です。

【高見沢議長】

ありがとうございます。事務局、お願いします。

【河津グループリーダー】

今、御指摘いただきましたとおり、こここの資料の中では災害レッドのポイント、ポイントみたいなところの観点が強くなっておりまして、流域全体という視点が入っていないような状況でございます。これにつきましては、次回の論点3の広域的なマスタートップランのあり方みたいなところも併せて少し考えていただきたいと思っております。

あと、資料に書かれております県と市町での課題ですけれども、書いた意図としては、逆線引きを行っていくときに、やはり地権者さんの問題ですとか、実際にどこにどう線を引くとか、様々な課題が出てくるかなと。そういうものを、実際にまちづくりを行っている市町さんと一緒に県も課題を共有して、それをほかの市町さんに横展開していくみたいなところの意味合いで書いておりましたので、今先生がおっしゃったような視点も含めた形でやっていきたいと思っております。

【高見沢議長】

少しフォローすると、4行目などもそれに当たるのではないかと思うのです。災害の分析ですよね。厚木市の防災指針を見ても、結構よくできているというか、モデルとしては面白いと思うのです。特にいろいろな災害がありすぎてしまって、市民の目

線からいくと、どのような災害がどう襲ってくるか、あるいはそれに対してどのような指針で対応するかというのがうまくまとめられているのです。ですから、今、危機管理防災課さんもいらっしゃると思うのですけれども、県は市が行うのを後押しするだけではなくて、都市計画の立場から見ても、主要な要素については広域にリスク分析の上に、このような点については、ぜひ市町の防災指針に盛り込むべきだとか、そういう立場までいけるととてもいいと思います。何となく、まだ市町村任せで、分権ってきて、だんだん横浜市もいなくなってしまって、県はやることがありませんみたいな話になりそうなので、その辺はぜひ踏ん張ってほしいと思います。

【五十嵐課長】

先ほどの事務局のお話に、少し補足させてください。市町との連携で、今、流域治水につきましては、県が中心に「流域治水協議会」を設けて、河川ごとに流域治水プロジェクトを策定、公表したところでございます。こういった広域的な取組というのも、一つ始まっていることは確実にございまして、今、この提言の中でその点も御指摘いただければ、盛り込ませていただければと思っております。

【高見沢議長】

ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

(意見なし)

【高見沢議長】

後半の議論もございますので、この辺にしましょうか。

1つだけ確認です。第7回の線引きの時に議論をして、都市計画区域マスタープランの参考図書に、ハザードエリアに関する情報を添付することにしたと書いてあります。先ほど、整開保を全部見たのだけど、添付されていないのです。添付というのは、どういう状態を言っているのでしょうか。

【五十嵐課長】

今、お手元にある整開保、都市計画区域マスタープランの本文、それから附図といいまして、全体の計画の内容を示す図面が付いてございます。これとは別に、都市計画の実際の法定図書に参考図面として添付させていただいております。というのが、実情でございます。

【高見沢議長】

ネット上には出てなくて、実際上には物がありますということですか。

【五十嵐課長】

そのとおりです。

【高見沢議長】

あとで確認させてください。やはりその辺の連携、先ほどの流域治水もそうだし、全てにおいてそうだと思うけれども、連携といっているものを、具体的にどういうふうにするかというのを、整開保を中心につつつ、物の面も人との関係も含め、システムをどう組んでいけるかというのが結構重要なと思いますので、確認しながらやっていきたいと思います。

では、前半はよろしいでしょうか。稻垣先生、総括でなくてもいいのですけれども、コメント等を頂けましたらお願ひします。

【稻垣臨時委員】

気候変動の影響で風水害をはじめとする災害が増えてきているので、やはり長期的な目で見て、危ない所での活動を控えていくことにつながるような姿勢というか、方針を示していただけたらと思います。

今、広島県さんが進めているのが、縁辺部で都市的土地区画整理事業になつてない所から順に逆線引きを始める方針を出していたはずです。先ほどのグリーンインフラのお話もあったと思うのですけれども、急いでそういう所から行ったほうが農地や山林が守られる可能性があるのであれば、一度開発されてしまったものを戻すのは難しいと思うので、そういう優先順位のようなものを県のほうで、広い目で高いところから見て判断していくことを、これをきっかけに始めていただけたらと思いました。

【高見沢議長】

ありがとうございます。それでは、大変短い時間で恐縮なのですけれども、「大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方について」は、概ね事務局案のような方向でいいのではないかということで、異議のようなものはありませんでしたので、さらに今日出た御意見を取り入れて、提言骨子を作成していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

（2）（論点1）地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方について

【高見沢議長】

では、次の論点1のほうにまいります。「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方について」、事務局から、説明をお願いします。

【河津グループリーダー】

では、資料6「(論点1) 地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方について(論点整理)」を御覧ください。先ほどと、同じような形でとりまとめてございます。

一番上、「第7回線引き見直し」でございます。前回の提言につきましては、前回はまだ県の市街地の人口密度は比較的高くて、集約化に向けた具体的な都市計画制限などの措置を講じる段階ではないけれども、今後取り組むべき方向性を明示する必要があるということでした。そして、集約すべき拠点というものを位置づけて、基本認識、時間的概念というものを示して、集約化の方向性に関する情報を県民に伝えていく必要があるということでした。このときには、集約化に伴う逆線引きというところには、基準は設けてございません。

それを受けまして、都市計画区域マスターPLANにつきましては、今のように、まだ都市計画制限による措置を講じる段階ではなくて、その方向性を示して集約化に向けて着実に進めていくことを明示しました。また、方針附図に集約拠点を明示いたしました。それと、計画的な市街地整備ということで、人口と工業の伸びの範囲内で新市街地の創出を行っていきました。商業系につきましては、郊外部における大規模店の立地の抑制ですか、中心市街地の活性化という観点から、新たな商業系の新市街地というものは認めてございませんでした。新たな商業地はどうしていたかと言いますと、住居系の市街地の中で、それに新しい新市街地に応じた規模で認めるというところをやってございます。

中段にいきまして、「国の動向等」の「立地適正化計画」。平成26年の都市再生特別措置法の改正以後、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造に向け、立地適正化計画というものが挙げられまして、それからいろいろな制度の改正が進められてきています。先ほど申しました、防災指針というものも含まれています。「まちの魅力向上」ということで、立地適正化計画の拠点となるような、そういうまちなかにつきましては、空き地のスポンジ化対策ですか、市街地の価値を高め、持続的に複合的更新をしていきましょうとか、あとは「居心地が良くなる」というような、まちの魅力の向上というものメニューがいろいろつくられてございます。「グリーンインフラ」につきましては、都市農地の保全とか活用、低未利用地、空き地とかそういう所のグリーンインフラとしての活用、あとはカーボンニュートラルというところでグリーンインフラが注目されてございます。「その他」につきましては、先ほどの災害リスクを踏まえたまちづくりですか、アフターコロナというところも出てきてございます。

「まとめ」といたしまして、①集約型都市構造の実現については、防災指針を含んだ立地適正化計画の策定の有効性が示されています。②立地適正化計画などに基づき、都市機能や居住を適切に誘導しながら、既成市街地の魅力向上を図ることが求められています。③多様な機能を有するグリーンインフラが注目されています。④アフターコロナということで、地域や社会のニーズを的確に把握したまちづくりというのもも

求められております。

右に移りまして、「県の人口等の現状」でございます。「人口等」につきましては、県の総人口は 2020 年をピークに今後減少が見込まれております。三浦半島・県西地域については、既に人口減少が始まっております。しかしながら、県の市街地の人口密度は比較的高い水準で維持しております。空家率も全国平均と比べると低い水準になります。低未利用地が増加している市町というのは、限定的なところでございます。

「その他」、県の都市づくりにおけるグリーンインフラの取組ということで、かながわ都市マスターplanにグリーンインフラの考え方に基づく基本整備などを盛り込んでおります。コロナ禍ということで、人口や本社機能の転入が増加しているという現状がございます。

下の「まとめ」になりますが、⑤人口減少社会の本格化により地域活力の維持が求められております。しかしながら、⑥人口密度は依然として高いことから、集約型都市構造の実現に向けて積極的に逆線引きなどを行う段階にはない。⑦グリーンインフラの機能を生かしていくことが重要となっている。⑧アフターコロナにおける地域や社会のニーズを的確に把握しながら、まちづくりを進めることが求められているとまとめてございます。

右にいきまして、「県内の集約型都市構造に関する取組」でございます。

初めに「立地適正化計画」です。9 の市町が現在立地適正化計画を策定しております、今、そのほかに 3 市町が策定中とか策定予定と聞いております。一方で、策定をしていない市町さんもございます。これについては、右側の市町さんの意向等にも関連してくるところですけれども、規模が小さい市町さんについては立地適正化計画を策定しなくとも、既にコンパクト化されていますということで、立地適正化計画の策定の必要性を感じていないというところがございます。そのほかにつきまして、都市機能の立地の誘導を推進などがございます。横須賀市さん、小田原市さん、大和市さんなど、区画整理や再開発などによって様々な手法で拠点形成の取組が進められております。次に「新市街地の形成」ということで、前回保留を設定しました住居系・工業系という所の新市街地の形成が図られております。「その他」としまして、ネットワークということで、自専道の整備ですとか、市町さんにおかれましては地域公共交通計画の策定などが行われております。「小さな拠点」ということで、今まででは集約をする、駅前などのかなり大きな拠点という所のイメージでしたけれども、清川村さんや山北町さんでは日常生活のための拠点ということで、「小さな拠点」という取組も進められております。このほか県では、これから人口減少社会に向けて経済など活性化していくということで、特区制度の活用ですとか、県西や三浦半島につきましてそれぞれプロジェクトをつくりまして、地域活性化に取り組んでいるところです。

「まとめ」としまして、⑨立地適正化計画を策定して集約型に取り組んでいる市町がある一方、策定しない市町もあり、温度差がみられております。⑩県が前回、都市計画区域マスターplanで集約すべき拠点を示したのですけれども、そこにつきましては市街地再開発など様々な手法によりまして取組が進められております。⑪第 7 回線引きで保留区域を設定した所の市街化編入が進められております。⑫日常生活の場として「小さな拠点」に取り組んでいる所もございます。

右側「県内の市町の意向等」の、まず「集約型都市構造」についてです。先ほども御紹介しましたけれども、市域が狭く既にコンパクト化しているので立地適正化計画の作成の必要性は低い。立地適正化計画を作成している所などは、公共施設を含む都市機能の配置の検討が課題になっています。では、実際作ったあの居住誘導の実効性をどうしていくかというのも課題と思っています。集約化したあと、市街化区域の縁辺部の未利用地への対応も課題というお答えを頂いております。続きまして、「新市街地」につきましては、これまでどおり、住居系・工業系などの新市街地の希望をしております。商業につきましては、工業系の新市街地などと合わせて、ホームセンターなど、そういう生活利便性の施設の立地を希望してございます。一方で、商業系の新市街地が近隣市にできると、自分の所で既成市街地を一生懸命やったところ、隣町の郊外に大きなものができると影響があるのではないかということで、そういうことの影響を心配している市町さんもございます。

「まとめ」です。^⑬公共施設の配置、検討、誘導の実効について課題を感じています。^⑭集約型によって縁辺部の未利用地の対応が求められています。^⑮引き続き、新市街地の創出が求められています。^⑯工業系と合わせて、生活利便施設の立地を希望しています。^⑰近隣市の商業系の新市街地については、自市の市街地への影響を懸念するというところもあります。

次に、下の「とりまとめ概要（提言に向けたたたき台）」でございます。

1 ポツ目、県はこれまで地域の実情を把握する市町の意向を尊重しまして、特に市町さんに対して立地適正化計画の作成を促してきました。しかしながら、防災指針を含んだ立地適正化計画は集約型都市構造の実現に向けた有効なツールであることから、市町による立地適正化計画の作成を積極的に促進していくべきではないか。

2 ポツ目、集約型都市構造の実現に向けては、立地適正化計画を策定していない市町であっても、近年頻発・激甚化する災害も踏まえ、防災・減災に係る施策と合わせて、計画的な土地利用の誘導を図ることが望ましいことを明示する必要があるのではないか。3 ポツ目、県は集約化に伴う逆線引きの基準を現在設けていないのですけれども、集約化が進んだ将来に備えて、災害リスクの評価・分析を踏まえた居住と都市機能の集約・再編によって生じた市街化縁辺部の未利用地については、地域の実情なども踏まえて、逆線引きが行えるようにしておくべきではないか。これにつきましては、先ほど、レッドについては逆線引きというところでやっていきましょうというところですけれども、集約型によって縁辺部に生まれた未利用地であって、災害のイエローとかそういうリスクがある所は逆線引きができるようにしていくというものを将来に備えて、基準というものを設けるべきであるというところで書いてございます。

4 ポツ目、既成市街地の活力維持のため、市街地再開発やエリアマネジメント等のソフト施策など、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図ることが望ましいということを明示しておく必要があるのではないか。5 ポツ目、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、自然環境が持つ多面的な機能を活用したグリーンインフラの取組を明示しておく必要があるのではないか。6 ポツ目、第7回線引き見直しと同様に、引き続き地域の活性化や集約型都市構造に寄与する新市街地の形成は必要ではないか。

最後、「留意すべき事項」ということでまとめております。集約型を進めるにあたりましては、市街化の縁辺部における居住や活動へのニーズも踏まえながら、その土地利用に目配りをしていく必要があるのではないか。豊かな自然環境に恵まれた神奈川につきましては、アフターコロナですとか多様な価値観の受け皿になることも期待されることから、これまでの都市計画制度を活用しながら、柔軟に対応する機動的なまちづくりを進めていく必要があるのではないかとまとめてございます。

事務局からの説明は、以上となります。

【高見沢議長】

ありがとうございました。一応、たたき台の方向のイメージを書いていただいているが、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

【福田委員】

説明、ありがとうございました。「対応すべき事項」の一番最後のポツのところで、人口及び産業の伸びの範囲内で、新たな市街地の形成は必要ではないかと書かれているのですけれども、一方で、県の人口は 2020 年をピークに減少するのですね。なので、こここのところが人口の現状と、とりまとめ提言しようとしていることとの間に矛盾があるようにも思うのですけれども、県としては、ここはどういうふうに考えられているのでしょうか。

【高見沢議長】

事務局、お願いします。

【河津グループリーダー】

お答えします。新たな市街地の形成場所につきましては、インターチェンジの周辺ですか駅前、新たな駅ができるとか、今後、地域の拠点となっていくような所、集約化されていっても、今後拠点となるような所にこういう新市街地を形成していくましょうという考え方で行っていまして、人口減少が進んで縮めていく中で、一方で拡大をやっているということもあるのですが、そこは今後の拠点となる所の整備をしているというところで、集約型に向けた取組の中の 1 つであると考えております。

【高見沢議長】

御発言の趣旨というのは、今の説明も分かるのだけれど、文章上、人口が減るのに伸びの範囲内でという表現が、微妙にこれでいいのかしらということだと思うのです。

【福田委員】

人口が減少すると言っておきながら、伸びるから新しい市街地をつくると言っているように私は受け取ったのです。「県の人口等の現状」という指摘と、こちらの「とりまとめ概要」と併せて見て、両方組み合わせたらちょっと。

【高見沢議長】

そうですね。その点について、事務局は矛盾ないと考えているのか、ちょっと考えますというふうにするのか。

【福田委員】

今、御指摘があったように、インターの近くだとか、もう少し細かな空間の分解能で人口が増える・減るという話であれば分かるのですけれども、そこまでの細かな人口の予測とか、まだ県の方で、この会議でお示しいただいていないと思うので、その辺がよく分からなかったというのが、率直な印象です。

【高見沢議長】

引き取って宿題でもいいし、何かさらにコメントあれば。

【五十嵐課長】

少し補足させてください。人口、それから産業の伸びについては、委員おっしゃるとおり、まだ精緻なものが出ておりません。こちらの人口の伸びの範囲内というのは、人口フレームがとれるかどうかにかかっておりまして、フレームの範囲内で住居系の新市街地ができるかどうかというところは判断していくことになると考えています。また、地域のどこでというところについては、おっしゃるとおり書き込みが少ないと思いますが、その辺は書き込む必要があると考えます。

【高見沢議長】

福田委員、そういう方向でよろしいでしょうか。

【福田委員】

はい、よろしくお願ひします。あともう1点いいですか。

集約型の話はかなり網羅的に、災害の話だけではなく、まちなかの魅力向上みたいなところまで含めて書かれています。一方で、集約型とセットで、コンパクト・プラス・ネットワークのうち、「ネットワーク」の方の話が、あまりこのとりまとめの中で盛り込まれていない。ネットワークなので、公共交通のネットワークとか網形成をどうするのかとか、先ほど県内の取組の所で公共交通などを考えているという御紹介はあったのですが、とりまとめのほうにはネットワークをどうするかというところがあまり見受けられないよう見えます。その辺りはどうお考えなのでしょうか。

【高見沢議長】

どうぞ、事務局のほうから説明お願ひします。

【河津グループリーダー】

拠点の形成と共に、それを結ぶネットワークは重要だと考えておりまして、委員御指摘のとおり、ここの資料の中には、今そこのネットワークという観点が少し薄くなっています。その記載につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。

【福田委員】

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

【高見沢議長】

困ったら先生のほうにアドバイスを求めてください。
ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】

よろしいでしょうか。全体的なトーンは、大体賛成といいましょうか、異論はないのですけれども、質問を1つ、2つさせてください。

1つは立地適正化計画について、冒頭でその促進を県として進めていくと、働きかけをしていくみたいな記述がございます。一方で、上のように、もともと小さいし必要ないよねという市町もありますということもありました。アンケート・ヒアリングをやった29市町で、うちはいいかなと言っている所はどのくらいあるのかというボリューム感を教えてください。

2つ目は、少し趣旨が分からなかつたので御質問です。「とりまとめ概要」の下段の「留意すべき事項」の1つ目のボツで、市街化区域縁辺部における居住等のニーズも踏まえながら土地利用に目配りという、「目配り」というのはなかなかメッセージにならないと思うのです。どういう意図で何を書こうとしたのかということを踏まえて、書き直したほうがいいのではないかという気がいたしましたので、まずは何を書こうとされたのかという趣旨を教えてください。

【高見沢議長】

では、事務局のほうから2点お願いします。

【河津グループリーダー】

まず、立地適正化計画につきましては、参考資料3の17ページに円グラフでまとめています、6市町さんで、そもそもコンパクトシティの必要を感じていないという回答を頂いております。

あと「目配り」のお話ですが、集約化型で進めていこうとしますと、どうしても駅前の拠点や大きな拠点の所に目がいきがちになってしまいまして、その縁辺部を見捨てていくというか、切り離していくものではないですよというところで、そこにもきちんとしっかりと目を向けましょうねという意味合いがありまして、既存の制度、田園住居地域みたいなものもあるけれども、なかなか都市計画的なところの答えというのが難しかったので、きちんとそこに目を向けましょうということで、今「目配り」という言葉を入れているところでございます。

【中村委員】

気持ちはよく分かりました。アフターコロナの話もありますし、様々な住まい方といったことも想定されるというのは実際あると思います。ただ一方で、上の「対応すべき事項」の3つ目のポツに、縁辺部の未利用地については逆線に向けてどうのこうのというのが出ていたりするので、もし目配りの話を書くとすれば、もう少し今みたいな話を説明しながら書かないと、何を言っているのだろうとなってしまうと思いますので、書きぶりだけは御検討いただけたらと思います。

【高見沢議長】

私も宿題だと思っているのですけれども、幾つか出でてきているのは、災害上危ない所はなるべく減らして、ついには逆線みたいなのは先ほどの3つ目のポツで、あと、福田先生がおっしゃった交通のネットワークのほうで、丸々減ってしまったら人がいないわけだけど、ある程度中心ではなくてもアクセスの良い所はあるはずだし、そういう所に小さな拠点ができたりとか、圏域として住みやすいまちを目指すイメージが1つある。さらに、自然に人が減ってきて何となく農地も増えてきたみたいな感じもあると思うので、できる限り都市計画の言葉で、市町へのメッセージになるように、かつ県の方針として政策となるように、まだ時間があるので、ぜひ方向を見つけていきたいと思います。事務局、そういうことでよろしいですね。

【河津グループリーダー】

宿題として検討したいと思います。

【高見沢議長】

よろしくお願いします。一番論理的に破綻しているのは1番の書き方ですので、ぜひ詰めていきましょう。ほかはいかがでしょうか。

【福岡委員】

この論点1の「国の動向等」の中の、グリーンインフラに関する書きぶりに関する意見です。この「その他」の中の水災害は流域治水を表しているのかなとも思ったのですが、一方でグリーンインフラに関しては、国交省の中で、流域治水と連携したグリーンインフラによる雨水貯留・浸透の推進というのを、今、グリーン社会の構築に書いています。少し重複しますが、このグリーンインフラを挙げていただいた中に、流域治水と連携したグリーンインフラの取組を入れていただけるといいと思いました。

また、「カーボンニュートラル、循環型社会の実現」と書いてあるのですけれども、この循環型社会は環境省の地域循環共生圏のことを言っているとすると、環境省の文言ですと「循環型共生社会の実現」と書いてありましたので、地域循環共生圏の話として書いてしまうのか循環型共生社会なのか、すごく細かいですけれども、調整して微修正いただいたほうがいいと思いました。

加えて、「対応すべき事項」で書かれている文言に関しては、総花的にこれくらいしか書けないとは思いましたので、繰り返しになりますけれども、神奈川県が具体的にどういうふうにグリーンインフラを、ビジョンを持って進めていくかは継続的な課題

と思っています。

「とりまとめ概要」の「留意すべき事項」の最後のポツの2行目、「柔軟に対応する機動的なまちづくり」という表現も、国交省のニューノーマルに対応する都市の方針から引っ張ってきている文言だとは思うのですが、どういう意味で使われているのか不明瞭です。市民や社会のニーズに機敏に対応して、柔軟に施策を実施するみたいなことを言われているのだろうとは思いますが、「柔軟に対応する機動的なまちづくり」と普通に言われると分かりにくいので、そこはもう少し詳しく書くか、分かりやすく修正いただけたといいのではないかと思いました。

【高見沢議長】

ありがとうございます。事務局から手短に、反応のほどお願ひします。

【河津グループリーダー】

やはり、その言葉には一つ一つ重要な意味があると思いますので、使い方ですとか表現の方法については御指摘いただいたようなところを修正していきたいと思います。

【高見沢議長】

よろしくお願ひします。そのほか、いかがでしょうか。

【稻垣臨時委員】

少しよろしいでしょうか。論点2の時に言うべきだったのかもしれないですが、災害レッドゾーンを逆線引きする時に、特に土砂災害ですと、ものすごい面積が狭いのが、ぽつぽつ、ぽつぽつある場合、地域で一体的に線を引かざるを得ない気がします。その辺りが、この論点1で書かれている「対応すべき事項」の3つ目にあるような、特に縁辺部に関しては災害リスクプラスその周辺も含んで逆線引きできるようにしておくというところに、反映されているのかなと思ったのですが、この理解で間違いないでしょうか。

【河津グループリーダー】

お答えします。今、稻垣先生おっしゃられたとおり、レッドだけの逆線引きというと、例えばイエローの中にレッドの線があると、そこだけ逆線引きするのかとか、いろいろな課題が想定されまして、やはりその周りのイエローの部分という所を逆線引きしていく必要がある場面が出てくると思っています。そのようなことも含めまして、レッドの周りのイエローで未利用地、もう使われていないような所は、やはり併せてやっていくのが現実的だろうと思いまして、このようなところを入れております。

【稻垣臨時委員】

災害リスクとアクセス性と人口密度みたいな、幾つかの軸で総合的に逆線引きの範囲を決めていく気がしているので、そういうことにもこの3つ目のところで対応できるのかなと思いました。ありがとうございました。

【高見沢議長】

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

やはり、突っ込みが足りないなと思うところに突っ込まれて、もう少し書けないかということだと思います。

事務局に伺いたいのですが、今日は論点2、1というふうに、純粋に中身そのものを議論しているわけですけれども、その前段の考え方とか、提言するという形だと思うので、例えば、特に前回の線引きから大いに変わったと思うのは、強靭化、レジリエンスですか。3.11もありましたけれども、このようにたびたび襲われる災害というのはかつてないことで、何らかの思想的というと少し話が大きすぎるけれども、政策を考える上での規範というか価値について、神奈川県というのは持続性に加えて強靭なというのも言っていると思うのです。その辺の御題目がきちんと前段で述べられた上で、故にグリーンインフラというものはこのような性能を期待してやっていくのだというような、せめて前段に接続させて、骨太の考え方というのが書けないかなと思っているのです。全体の構成は、どのようなイメージで考えたらよろしいでしょうか。そういうのは一切なくて、いきなり逆線がどうだとかそういう話になってしまふ構成を考えていますか。

【河津グループリーダー】

事務局からお答えします。先生がおっしゃられたように、前段の今ある社会状況ですとか、県では「かながわ都市マスタープラン」ということで、もっと将来を見据えた大きなプランというところもあります。その中で、「活力と魅力あふれる強靭な都市かながわ」というところの県の将来の都市像を置いておりますので、そういう大きなところから入っていって、今の社会状況とかそういうものを併せて、今後10年を見据えて「都市計画区域マスタープラン」にどのように落とし込んでいくかというところで、最後の取りまとめはしていきたいと考えております。

【高見沢議長】

その最後というのは、次回にこのような感じに頭が付きますというのが出つつ議論をするのか、3回目はもっぱら論点3をやって、本当の最後の最後に出てくるのか、どんなイメージでしょうか。

【河津グループリーダー】

最後の最後だけで全部の提言の議論というのは、難しいと思っておりませんので、次回の3回の時に、少し頑張りますけれど、提言の骨子とその背景となるようなところもしっかりとまとめてお示ししたいと思っております。

【高見沢議長】

そうですね。ぜひ、次回委員の皆様にも見ていただいて、さらに4回目に進めていくというふうにしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。平本委員、コメント、感想でも結構ですが、何かございますか。

【平本委員】

前回、お休みをして、今日、参加させていただいて、皆さんの御意見をお聞きして、福岡先生からグリーンインフラについて特に御意見を頂きましたので、JAといいますか、神奈川県中央会という立場でいけば大変ありがたい御提言なのですが、1点、これは県の会議ですので県の方針ということになるのですが、特に流域治水に関係して、実際のグリーンインフラですと、近県の県市町だけではなくて、例えば神奈川県の場合でしたら、山梨県との境で1つの河川をとって流域を考えたとしても、上流から下流までの総合流域を考えないと、市町だけで防波堤を造ったり堤防を高くしたりというのはなかなかできないところがあります。県市町と同様に、総合流域治水とでもいいうのですか、全体の河川流域、特に水害に対しては俯瞰した目で見ていただきたいといいうのは、現実的に山や畠の土砂流出、今回の16号でも思わぬ所から水が涌き出て農地が流されてしまうといいうのは、原因追究がなかなかできないようなところがありますので、ぜひ総合的な流域の治水の見方を入れてほしいということです。あとは、今日御意見を頂いた中で、まさにこの方針でいっていただければと思います。

1点、逆線引きという今日の論点でいえば、「対応すべき事項」の3つ目にあります「逆線引きによる土地規制が行えるように」という、この辺をぜひ我々としては強調して、線引きに関してかなり厳しい所もありますから、線引きを視野に入れた土地利用といいうのですか、ぜひその辺の観点を盛り込んでいただければと思った次第でございます。

【高見沢議長】

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

【五十嵐課長】

県域をまたいだ流域の治水対策につきましては、既に、県としては相模川の総合治水対策ということで、山梨県側との調整といいうのは、実際には始まっております。長年にわたって取り組んでいるところではございます。今回、この線引き見直しは、県の都市計画区域ごとに定めるものとなりますので、その外側までの議論といいうのは、書き込むのはなかなか難しいところはあるかと思いますけれども、全体の取り組んでいる方向性としては、連関する流域がございますので、そういったところも御指摘いただいて、取り組む方向性、エッセンスとして盛り込ませていただければと思います。

【平本委員】

よろしくお願ひいたします。

【高見沢議長】

ありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。

では、1点補足ですけれども、「かながわ都市マスタープラン」のほうで、計画年度がより長期ですけれども、線引きに絡めてもう1個、「人口減少が進む中でも、地域の活力の維持・創出を図るため、市街化区域の規模のあり方などについて検討します」となっております。この8回で検討しなくてもいいのかもしれません、それほど小さな拠点で20haもありませんみたいな話で、そういうことについては、都市計画課としてはいくつくらいに考えようかとか、今回どうしようとか、何かお考えはありますか。

【五十嵐課長】

すみません。市街化区域につきましては、当然のことながら人口フレームの範囲とか、今後考えていく工業フレームの範囲内で行っていくこととしております。

【高見沢議長】

では、規模というのは指定基準ではなくて、実体的な規模を言っているだけであるということですか。

【陣野原副技幹】

今、高見沢議長から御指摘いただいた記載について読み上げますと、市街化区域の所は「人口、世帯数及び産業など、長期的な見通し並びに都市の将来像を踏まえて設定します」ということで、将来的に何か大きく検討していくというよりは、その線引きの都度、その規模を設定していくという。

【高見沢議長】

前段はそうだけど、後段が制度を変える、指定基準の面積規模を見直すというふうに理解してしまったのです。そちらも同じことですか。

【陣野原副技幹】

この「なお」の記載については、例えば産業が伸びている範囲内ですと、人口が減っていても、その線引きの都度市街化区域の規模というのを設定していくという意図で書かれていると。

【高見沢議長】

下のほうは、いずれも制度の話をしているので制度のことかと思ったのですけれども、こここのところは、あとで別途議論したいと思います。すみません、またよろしくお願いします。

【高見沢議長】

そのほか、ございますか。よろしいでしょうか。

あと、全般的な動向という意味ではIT化とか、Society5.0とか、そういう観点が全くないので。例えば、先ほどの災害情報の共有とか、提示、認識、活用についても、

そういう面も、今考えるとしたら重要ではないかとも思うので、重点的な検討事項ではありませんけれども、頭で何か大きなことを述べてつなぐとすれば、何かその辺も、いくらか出てくるとか、意識しなければいけないのではないかと、自分自身では思っております。

ほかの委員の皆さんには、特に何か付け加えておっしゃりたいことございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

【高見沢議長】

では、また直接言っていただきて、事務局と議論していただいても結構だと思いますので、この辺で2つの論点について閉めさせていただきます。

それでは、事務局におかれましては、本日の議事の内容を取りまとめ、次回の検討会につなげるようにしてください。なお、本日の検討会の議論の取りまとめや、次の検討会の資料作成などを行うに当たり、委員の助言や確認を必要とする場合もあるうかと思います。そのような場合には、各委員の皆様に、事務局への助言などをお願いたいと思います。よろしくお願ひします。

では、以上で、本日の検討会を終了します。委員の皆様、熱心な御議論、ありがとうございました。

<閉会>